

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

## 評価実施機関名

愛知県あま市長

## 公表日

令和5年7月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条のとおり、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)被保険者に係る届出の受理、審査、応答            (2)被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務            (3)介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は総合事業の支給            (4)要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、審査、応答            (5)要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、審査、応答            (6)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、審査、応答            (7)居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、審査、応答            (8)保険料滞納者に係る支払方法の変更            (9)保険給付の支払の一時差止め            (10)保険料を徴収する権利が消滅した場合の給付額減額            (11)地域支援事業として行う事務            (12)地域支援事業の利用料に関する事務            (13)保険料の徴収又は賦課            (14)保険給付、地域支援事業、保険料に関して資料等の求める事務            (15)サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及び、マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号別表第2の1項</li> <li>別表第2の2項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条</li> <li>別表第2の3項、命令第3条</li> <li>別表第2の4項</li> <li>別表第2の5項、命令第5条</li> <li>別表第2の6項、命令第6条</li> <li>別表第2の8項、命令第7条</li> <li>別表第2の11項、命令第10条</li> <li>別表第2の17項、命令第12条の3</li> <li>別表第2の22項、命令第15条</li> <li>別表第2の26項、命令第19条</li> <li>別表第2の30項</li> <li>別表第2の33項、命令第22条の2</li> <li>別表第2の39項、命令第24条の2</li> <li>別表第2の42項、命令第25条</li> <li>別表第2の43項、命令第25条の2</li> <li>別表第2の46項</li> <li>別表第2の56の2項、命令第30条</li> <li>別表第2の58項、命令第31条の2の2</li> <li>別表第2の61項、命令第32条</li> <li>別表第2の62項、命令第33条</li> <li>別表第2の80項、命令第43条</li> <li>別表第2の81項、命令第43条の2</li> <li>別表第2の83項</li> <li>別表第2の87項、命令第44条</li> <li>別表第2の90項、命令第44条の4</li> <li>別表第2の93項、命令第46条</li> <li>別表第2の94項、命令第47条</li> <li>別表第2の95項</li> <li>別表第2の97項、命令第49条</li> <li>別表第2の108項、命令第55条</li> <li>別表第2の109項、命令第55条の2</li> <li>別表第2の120項、命令第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号別表第2の93項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条</li> <li>別表第2の94項、命令第47条</li> </ul>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 福祉部高齢福祉課 電話052-444-3141
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 福祉部高齢福祉課 電話052-444-3141

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となったことを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。  介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 (4)要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更 (8)保険給付の支払の一時差止め	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条のとおり、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。  (1)被保険者に係る届出の受理、審査、応答 (2)被保険者証、負担割合証又は認定証の交付 (3)介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は総合事業の支給 (4)要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、審査、応答 (5)要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、審査、応答 (6)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、審査、応答 (7)居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、審査、応答 (8)保険料滞納者に係る支払方法の変更 (9)保険給付の支払の一時差止め (10)保険料を徴収する権利が消滅した場合の給付額減額 (11)地域支援事業として行う事務 (12)地域支援事業の利用料に関する事務 (13)保険料の徴収又は賦課 (14)保険給付、地域支援事業、保険料に関して資料等の求める事務	事後	重要な変更にあたらない事項の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109、117、120【情報照会】項番93、94	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第2の1項 ・別表第2の2項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条 ・別表第2の3項、命令第3条・別表第2の4項 ・別表第2の5項、命令第5条・別表第2の6項、命令第6条 ・別表第2の8項、命令第7条・別表第2の11項、命令第10条 ・別表第2の17項、命令第12条の3・別表第2の22項、命令第15条 ・別表第2の26項、命令第19条・別表第2の30項 ・別表第2の33項、命令第22条の2・別表第2の39項、命令第24条の2 ・別表第2の42項、命令第25条・別表第2の43項、命令第25条の2 ・別表第2の46項・別表第2の56の2項、命令第30条 ・別表第2の58項、命令第31条の2・別表第2の61項、命令第32条 ・別表第2の62項、命令第33条・別表第2の80項、命令第43条 ・別表第2の81項、命令第43条の2・別表第2の83項 ・別表第2の87項、命令第44条・別表第2の90項 ・別表第2の94項、命令第47条・別表第2の95項 ・別表第2の97項、命令第49条・別表第2の108項、命令第55条 ・別表第2の109項、命令第55条の2・別表第2の119項、命令第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第2の93項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条	事後	重要な変更にあたらない事項の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない修正
令和1年6月20日	IVリスク対策		新規作成	事後	新規追加
令和2年6月29日	見直しを実施(変更箇所なし)				
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)被保険者証、負担割合証又は認定証の交付	(2)被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務	事後	
令和4年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第2の58項、命令第31条の2 ・別表第2の90項 ・なし ・別表第2の119項、命令第59条の3	・別表第2の58項、命令第31条の2の2 ・別表第2の90項、命令第44条の4 ・別表第2の93項、命令第46条 ・別表第2の120項、命令第59条の3	事前	
令和5年2月6日	I 関連情報 ②事務の概要		追記:(15)サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及び、マイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請の実施に伴う追記
令和5年2月6日	I 関連情報 ③システムの名称		追記:申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請の実施に伴う追記
令和5年6月19日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛知県あま市木田成亥18番地1 あま市役所本庁舎 福祉部高齢福祉課 電話052-444-3141	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 福祉部高齢福祉課 電話052-444-3141	事後	
令和5年6月19日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛知県あま市木田成亥18番地1 あま市役所本庁舎 福祉部高齢福祉課 電話052-444-3141	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 福祉部高齢福祉課 電話052-444-3141	事後	